２０２６年８月１日現在

～ 訪問リハビリテーション 利用料金表 ～

①訪問リハビリテーション(要介護１～５の方)

●訪問リハビリテーション　基本料金（自己負担１割の場合利用料金）

項　目	利用料	摘　要
訪問リハビリテーション費	３０８円/回	２０分間リハビリテーションを行った場合 （３０８円） ４０分間リハビリテーションを行った場合 （６１６円） ６０分間リハビリテーションを行った場合 （９２４円） 基本、１週に６回を限度。退院、退所後直後については退院・退所の日から起算して３ヵ月以内の場合は、１２回まで利用可能。

※「介護保険負担割合証」での負担割合が２割の方は、表示金額の２倍となります。

●訪問リハビリテーション加算料金（自己負担１割の場合利用料金）

項　目	利用料	摘　要
リハビリマネジメント 加算イ(１) 医師が利用者又はその家族に説明した場合(３)	180 円＋２７０円/月	訪問リハビリテーション計画について医師が利用者又はその家族に説明し 同意を得て、同意を得た日の属する月から起算して３月に１回以上、リハ ビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じて訪問リハビリ テーション計画を見直している場合に加算されます。医師が利用者または家族に対し説明した場合に加算されます。
認知症短期集中 リハビリテーション実施 加算	２４０円(１日)	認知症のリハビリテーションを推進することを目的に認知症短期集中リハビリテーション実施　　※単位数は１日あたり ※1 週間に 2 日を限度として加算
訪問リハビリテーション 退院時共同指導加算	６００円(回)	理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行った場合※当該退院につき１回に限る
短期集中 リハビリテーション実施加算	200 円(１日)	退院・退所後、又は認定日から起算して３か月以内の期間に週２日以上、１日当たり２０分以上実施する場合に心身機能を回復するための集中的なリハビリテーションを実施した場合。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3 円(回)	訪問リハビリを提供するスタッフの中に、勤続年数３年以上の理学療法士等が１名以上在籍していること

※「介護保険負担割合証」での負担割合が「２割」「３割」の方は、表示金額の２倍、３倍となります。

２０２６年８月１日現在

②介護予防訪問リハビリテーション(要支援１・２の方)

●介護予防訪問リハビリテーション　基本料金（自己負担１割の場合利用料金）

項　目	利用料	摘　要
訪問リハビリテーション費	２９８円/回	２０分間リハビリテーションを行った場合 （２９８円） ４０分間リハビリテーションを行った場合 （５９６円） ６０分間リハビリテーションを行った場合 （８９４円） 基本、１週に６回を限度。退院、退所後直後については退院・退所の日から起算して３ヵ月以内の場合は、１２回まで利用可能。

●介護訪問リハビリテーション加算料金（自己負担１割の場合利用料金）

項　目	利用料	摘　要
短期集中 リハビリテーション実施加算	200 円(１日)	退院・退所後、又は認定日から起算して3か月以内の期間に週２日以上、１日当たり２０分以上実施する場合に心身機能を回復するための集中的なリハビリテーションを実施した場合。
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	２４０円(１日)	認知症のリハビリテーションを推進することを目的に認知症短期集中リハビリテーション実施※単位数は１日あたり ※1 週間に 2 日を限度として加算
予防訪問リハ退院時共同指導加算	６００円(回)	理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行った場合※当該退院につき１回に限る
12 月超減算	３０円／回減算	介護予防サービスにおけるリハビリテーションについて、利用開始から１２カ月が経過した利用者に対し､継続して訪問リハビリテーションを実施した場合に減算とされます。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3 円(回)	訪問リハビリを提供するスタッフの中に、勤続年数３年以上の理学療法士等が１名以上在籍していること

※「介護保険負担割合証」での負担割合が「２割」「３割」の方は、表示金額の２倍、３倍となります。
※　要支援の方は、リハビリマネジメント加算はございません

□　利用料金については、サービスの開始に際し他の重要事項と一緒に事業者から説明を受けています。サインは省略します。
□　この度の利用料金の変更に伴う説明を事業者から受け、同意します。

年　　月　　日　　利用者

事業者
恵庭市西島松５７０番地

医療法人盟侑会　島松病院
理 事 長　　横濱　栄子

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家族等

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿